

## 令和3年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月21日（月）  
午後1時30分から午後2時00分まで
- 2 開催場所 本庁舎 14階 14C会議室
- 3 出席者
- 会長 A  
委員 B  
C  
D  
E
- 事務局 行政経営部 行政総務課職員

### 4 会議の状況

#### (1) 開会

事務局 [開会]

ただいまから令和3年度第2回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。是非とも忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、本日、C委員におかれましては、東京からオンラインにより御出席いただきます。

本日は、宇都宮美術館に設置する防犯カメラによる個人情報の収集に係る1件の諮問案件につきまして御審議いただきます。

それでは、会議の進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### (2) 審議

会長 それでは、審議に入らせていただきます。

本日の議題であります、令和3年度諮問第2号「宇都宮美術館に設置する

防犯カメラによる個人情報の収集」について、実施機関から御説明をいただきます。

実施機関に入室をしていただきますようお願いいたします。

[実施機関（文化課）入室]

会 長 それでは、所属とお名前をお願いいたします。

[実施機関（文化課）自己紹介]

会 長 それでは、諮問の内容について御説明をお願いします。

[実施機関（文化課）諮問内容説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、実施機関からの説明は終わりましたので、委員の皆様から何か御質問はございますでしょうか。

B委員、お願いします。

B委員 防犯カメラの設置位置に関してなのですが、今回7台の追加で、犯罪の抑止が目的ということですが、レストランや講義室の内部には防犯カメラが設置してありませんが、それは今回の防犯カメラの設置目的を、作品の監視と警備の補完に絞っているからなのでしょうか。

実施機関 宇都宮美術館の特徴として、展示室だけではなく、出入口から展示するようなケースがあります。20世紀以降の美術品を預かっているので、新しい作品を扱う際には、見せ方も工夫していることから、正面出入口やレストラン出入口等にも防犯カメラを追加設置しようとするものです。

B委員 レストランの内部は展示する場所の対象になったりはしないということでしょうか。

実施機関 展示する場所の対象ではありません。今回、既存のカメラでは死角になっている部分があるため、それを補完する意味で、正面出入口とレストラン出入口、展示室3東側非常口等に防犯カメラを追加設置しようとするものでございます。

B委員 今回はレストラン内部に関しては、防犯カメラの設置は必要ないという判断ですね。

実施機関 はい。

B委員 どうもありがとうございます。

会 長 E委員, お願いします。

E委員 私から大きく3点ほど確認させていただいてよろしいでしょうか。

まず, 1点目として, 今回の防犯カメラの追加設置に当たっては, 建物の構造設備の変更など, 何か変化要因があって追加をするということでしょうか。それとも, 今の説明から理解するに, 市民の来館者のニーズが変化し, 様々な展示手法を駆使していかないと, 公の施設としての機能を果たせなくなっているという現状があり, 全館を使用するような形を取っていく必要があるが, 今まで防犯カメラを設置していない部分の監視が手薄になってしまうため, 追加設置する必要があるという考えでよろしいのでしょうか。

2点目につきましては, 他の施設と比較するとき, また, 「防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」にはカメラの台数や範囲についても「必要最小限の台数」及び「撮影範囲」とするとの記載があることからすると, やはりかなり防犯カメラを設置しようとする密度が高いような気がするのですが, これは先ほど説明があったように高価であり貴重な美術館品を展示するという美術館の特殊性から, このような高い密度にする必要があり, 開館当初から, 国際的な要求水準に準ずるような形で設置しているということなのではないでしょうか。

3点目につきましては, 本編資料の5ページ(5)の「イ 画像等の管理方法」に関して, パスワードを設置することやデータアクセスの記録を残すなどの, 漏えい事故対策に万全を期しているのかどうか, 確認をさせていただきます。

実施機関 まず1点目の, カメラを追加設置するタイミングが, なぜ今なのかという点ですが, 現在, 美術館は大規模改修のために休館しており, カメラの設置工事も含めて一度に工事した方が市民のためにもなるということで, このタイミングとなりました。また, 全館を使用するような形を取っていく必要があるというところは全くそのとおりでして, これまでも課題として認識していたところでは。

E委員 大規模改修というのは, 構造設備の変更も伴っているということですね。

実施機関 はい。

次に, 2点目の防犯カメラ設置の密度についてですが, 他の中核市の美術館における防犯カメラの設置状況を調査し, 比較したところ, 今回本市が,

防犯カメラを追加設置することにより、ほぼ平均的な設置状況となり、他館とも同等の状態になる予定です。

また、3点目の漏えい事故対策に関しましては、現在、録画装置のパスワードについては、管理責任者である私と現場責任者である美術館の学芸課長の2名のみが持っており、簡単には画像をコピーできないような管理をしております。

E委員 分かりました。

会長 ほかにいかがでしょうか。

C委員、お願いします。

C委員 先ほどの御質問と重なるところもありますが、防犯カメラが捉える映像の録画装置に関しては、施錠が可能な棚の中に格納するということですが、この鍵は、管理責任者だけが持っているのか、どのような形で取り扱うのでしょうか。

実施機関 まず、鍵については、警備員が使用するほかは美術館の学芸課長が管理を行っています。また、画像データをどのように保管しているかにつきましては、現在のところ、警備員室の中に録画装置が固定されている状態ですので、そう簡単に持ち出せるようなものではございません。

C委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する人なし]

会長 それでは、ほかに質問がないようですので、以上で質疑を終了いたします。実施機関の皆様は退室してください。

[実施機関（文化課）退室]

会長 それでは、諮問第2号について、御審議をお願いしたいと思います。

それぞれの委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

B委員、お願いします。

B委員 私の先ほどの質問は、防犯カメラの設置箇所が適正かどうか、必要最低限かどうかを確認したかったのですが、今回の防犯カメラの設置目的が美術館の作品の保全や監視ということであれば、その範囲内で必要最小限の設置であ

ると考えます。

会長 確かに別紙で見ると、講義室とレストランの内部は全くカバーされていないので、そこは防犯カメラの設置の必要がないのでしょうかと、そういう御質問だったのですね。

B委員 そういうことです。

会長 今回の設置目的からすると、美術品の保管・管理が目的で、講義室とレストランの内部は設置不要ということのようでした。

B委員 出入口を監視できればよいということでした。

会長 B委員からは、今回の防犯カメラの設置箇所やその範囲は必要最小限でよろしいのではないかと御意見ですが、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

E委員 今回諮問する防犯カメラ設置の必要性について、確認させていただき、設置範囲や台数についても、必要最小限であると確認をさせていただきましたので、よろしいのではないかと考えております。

C委員 私もこのプランで目的は達成され、レストラン等の今回の防犯カメラ設置目的や趣旨と関係のないところについては設置しなくてもよいと思いますので、必要最小限度ということで、賛同いたします。

会長 D委員、いかがでしょうか。

D委員 近年、防犯カメラの必要性については、非常に認識されているような感じがします。今回のように必要最小限の防犯カメラの設置というのは、適当なのではないかと思えます。

設置に当たっては、防犯カメラが稼働中である旨の表示をすることで、作品の盗難や、最近の、自己顕示欲を高めるために無作為に人を殺傷するような事件などの抑止にもつながるように思います。

会長 ありがとうございます。

本編資料の5ページ(4)を御覧いただきますと、「防犯カメラの設置の表示」という項目がありまして、「防犯カメラ撮影中 管理責任者：文化課長」との表示をそれぞれ設置する出入口や撮影区域に表示することになっているようですので、D委員の御意見のとおり、犯罪の一般予防の意味でも表示することになっているようです。

D委員 表示については、もう既に対応されているということですね。分かりました。

会 長 それでは、皆様、今回の防犯カメラの設置については、必要性が認められ、その台数や撮影範囲についても必要最小限度であって、問題は特に認められないということの御意見でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、この諮問第2号については、そのような方向で答申することとしたいと思います。よろしいですか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 それでは、以上で諮問第2号に係る審議は終了いたしました。

答申につきましては、委員の皆様の御意見を踏まえて、会長一任により作成させていただき、委員の皆様には答申案を事務局から後日送付いたしまして、指定の期日までに内容を確認していただく手順を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、そのような手順を進めたいと思います。よろしく願いいたします。

次第によりますと、次は「3 その他」となっておりますが、委員の皆様から何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

会 長 それでは、事務局から何かございますか。

事務局 本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備ができ次第郵送いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、3月10日（木）に、皆様に御予定をいただいております第3回目の審議会につきましても、書面で改めて通知をさせていただきたいと思しますので、御出席いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

それでは、これで令和3年度第2回の個人情報保護運営審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。